



清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項



令和 8 年 3 月
大阪市都島区役所

目 次

	ページ
1 入札物件	1
2 入札参加資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	2
4 入札参加申込み	4
5 入札及び開札	6
6 契約説明会	7
7 契約の締結	7
8 その他	7
事務の進め方	9
自動販売機設置場所（位置図・明細図）	10

大阪市都島区役所（区民広場）清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市都島区役所（以下「当区」という。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低賃料（予定価格） （月額・非課税）
都島区都島南通1丁目22	区民広場（屋外）	1台	4,500円

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、市有財産賃貸借契約（以下「貸付契約」という。）を締結します。

2 入札参加資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しない者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がある者
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後または貸付契約後、正当な理由なく辞退し、若しくは貸付契約を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者
- (9) 本物件について、自己の都合により貸付契約期間途中での終了を申し出てから1年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

- (1) 契約上の主な特約

ア 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。また、次のIの条件を満たすものとしてください。

I ユニバーサルデザイン（障がい者対応）であること

誰もが利用しやすい設置位置、設置方法等に十分配慮すること。

イ 貸付契約の期間

契約期間は令和8年5月1日から令和9年3月31日とします。

・期間満了の**30日**前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、期間満了の**3か月前**までに、書面にて意思表示をしてください。

・更新については、当初の貸付契約の開始から通算5年（最長で令和13年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、貸付契約書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、貸付契約の更新は行いません。

・賃貸借期間中で、自己都合により貸付契約が解除となった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ 賃料の落札・契約金額

本市が設定する最低賃料（予定価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とし、同金額をもって落札金額とします。

賃料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、契約を解除した場合を除いて、既納の賃料は還付しません。

エ 契約保証金

貸付契約締結時と同時に、契約保証金として、物件の賃料の3月分を納付していただきます。ただし、賃料全額を一括前納したときは契約保証金を免除します。

オ 連帯保証人

普通財産の貸付であるため、大阪市財産規則第23条の規定により連帯保証人を立ててください。

ただし、上記3(1)エの契約保証金を納付する場合または同ただし書により契約保証金を免除した場合、同条第1項ただし書に該当するものとして、連帯保証人を免除します。

連帯保証人は、借受人と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。連帯保証人が個人の場合は、極度額を設定し、その額は賃料1年分とします。また、借受人は、連帯保証人に対し、民法465条の10に規定される情報を提供する必要があります。

連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

(ア) 大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること

(イ) 賃料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

また、次の各号に掲げる事由が生じたときは、借受人は速やかに本市の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。ただし、(イ)及び(エ)については連帯保証人が法人である場合、この限りではありません。

(ア) 連帯保証人が上記に掲げる資格を失ったとき

(イ) 借受人又は連帯保証人が死亡したとき

(ウ) 連帯保証人が解散したとき

(エ) 本市が、連帯保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき

(オ) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき

(カ) その他本市が必要があると認めたとき

カ 必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とします。設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター（計量法に定められた有効期間内のもの）を設置してください。

ただし、電源は区民広場の引き込み中に設置されている分電盤から空配管（HIVE28×2）を用いて、配線を行って下さい。分電盤内の配線用遮断器（2P20A×2）は自動販売機の電気容量に

応じて2回路まで使用できることとします。

なお、電気配線工事に係る接続ボックス、ケーブル、電気量計などの必要な機器、材料および設置期間中の電気使用料金はすべて設置者の負担とします。

キ その他

設置に伴い、関西電力への容量変更の手続きを行い、当該手続きの控えを当区に提出すること。

(2) 使用上の制限

- ア 貸付契約の条件を遵守し、賃料を確実に納付すること。
- イ 2-(4)にかかる許認可等は貸付契約期間中、継続的に効力を有すること。
- ウ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。
- エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- オ 販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。
- カ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。
- オ 故障等の緊急時連絡先を自動販売機の前面の分かりやすい位置に大きく掲示すること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の貸付契約時の現状に回復してください。

(5) 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。その場合は協力する義務があります。

また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

4 入札参加申込み

(1) 申込受付期間

令和8年3月23日(月)～令和8年4月13日(月)

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号(都島区役所2階 22番窓口)

大阪市都島区役所まちづくり推進課

(3) 申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書（本市所定様式）

イ 誓約書（本市所定様式 A4 サイズ両面）

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

エ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります）

オ 2-(4)にかかる許認可等を受けていることを証する書類

※ ウ及びエについては、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 本市が申込みの受付に際し取得する個人情報、本物件の貸付契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※ 提出された書類により、入札参加の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

また、申込受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5) 質問受付

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。なお、質問メールを送った際に、必ず到着確認の電話連絡をしてください。

連絡先：都島区役所まちづくり推進課（06）6882-9734

（1）質問受付期間 令和8年3月23日（月）～令和8年3月27日（金） 17時まで

（2）電子メール送信先 tb0002@city.osaka.lg.jp 大阪市都島区役所まちづくり推進課

（3）質問回答予定 令和8年4月1日（水）から本募集要項掲載ホームページ内に追記します。

(6) 申込受付時に交付する書類

ア 入札参加申込受付証（受付印を押印したもの）

イ 委任状（本市指定様式）

ウ 入札に係る注意事項

(7) 申込みにあたっての留意事項

ア 落札後の賃貸借契約は、入札参加申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。

イ 入札参加の取下げは、入札参加受付期間内に限って行うことができます。

ウ 提出された入札参加申込書の内容が「3 自動販売機の設置条件等」（1）、（2）に反する場合は受付を取り消します。

エ 入札参加受付以降に入札参加資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は入札を行うことはできません。その通知が入札日の2営業日前までになければ、入札参加資格があることを承認したものとします。

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

入札日 令和8年4月16日(木)
入札書提出期限 午前11時00分(10時45分入札室開場)
開札時間 入札書の投函締切り後即時

※ 開札は、入札室に設置している時計が午前11時になると同時に開始し、開札開始後の入札はできません。

(2) 入札書の提出及び開札の場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号(都島区役所2階)
大阪市都島区役所区長応接室(10時45分から入室可)

(3) 当日持参するもの

- ア 入札参加申込受付証(応募申込時に交付したもの)
※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には入札を行うことはできません。
- イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)
- ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 入札書の投函方法

- ア 入札書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を入札書(委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印)と一緒に入札箱に投函してください。なお、入札書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 入札金額の表示

入札金額は、1台当たりの月額賃料を表示してください。

(6) 入札書の書換え等の禁止

入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 開札

- ア 開札は、入札書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
- イ 応募者が開札に立ち会わないときは、当該開札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ウ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低賃料(予定価格)を下回る価格によるもの。
- イ 入札参加資格がない者が入札したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの。
- ウ 記名押印(実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)がないもの。
- エ 所定様式の入札書を用いないで入札したもの。
- オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの。
- カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方のもの。

- キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部のもの。
- ク 入札価格又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 入札に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- サ その他入札に関する条件に違反したもの。

(9) 落札者の決定

落札者は、本市が設定する最低賃料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもって入札した者
とします。

なお、落札者には落札終了後引き続き、契約手続きの説明を行います。

(10) くじによる落札者の決定

最高となるべき同価の入札書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この際に、入札書に押印した印鑑が必要です。

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（開札事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、落札者を決定します。

(11) 入札結果・経過の公表

落札者があるときは、その者の受付番号及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

入札後の問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答するとともに、ホームページに落札金額及び落札者の法人・個人の区分を掲載します。

(12) 入札及び開札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

6 契約説明会

- (1) 落札者には入札終了後引き続き、契約手続きの説明会を行います。
- (2) 説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、契約締結を行わない場合があります。

7 契約の締結

契約については「市有財産賃貸借契約書」により締結します。ただし、建物及び工作物等を設置し借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合は「市有財産賃貸借契約書（一時使用）」により締結します。賃貸借契約は応募申込書に記載された名義で行います。

なお、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

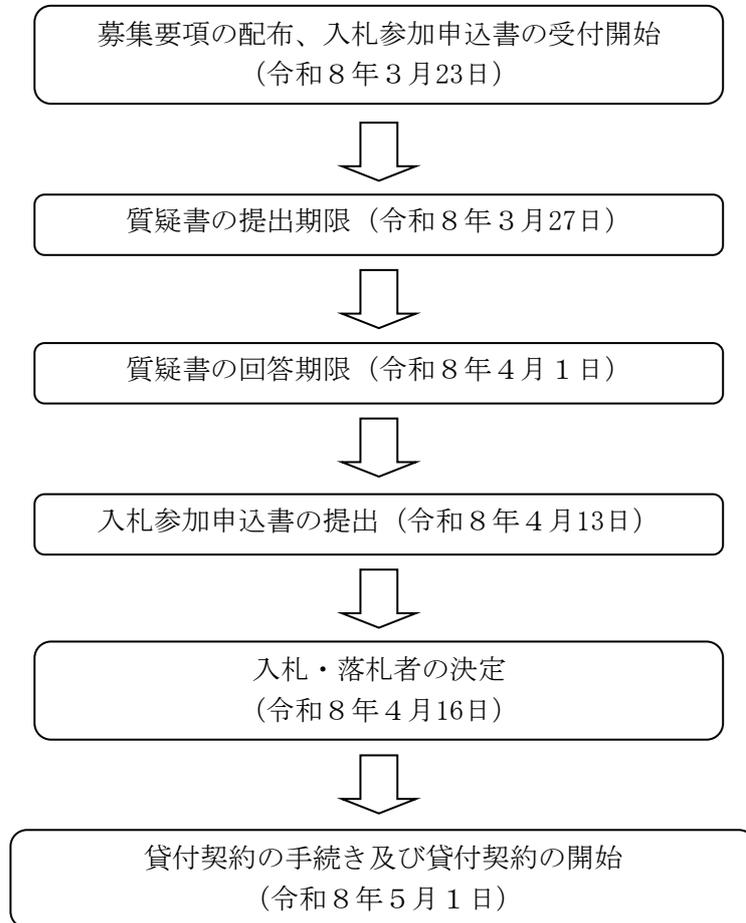
8 その他

- (1) 契約の締結に関する一切の費用については、落札者の負担となります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市

財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

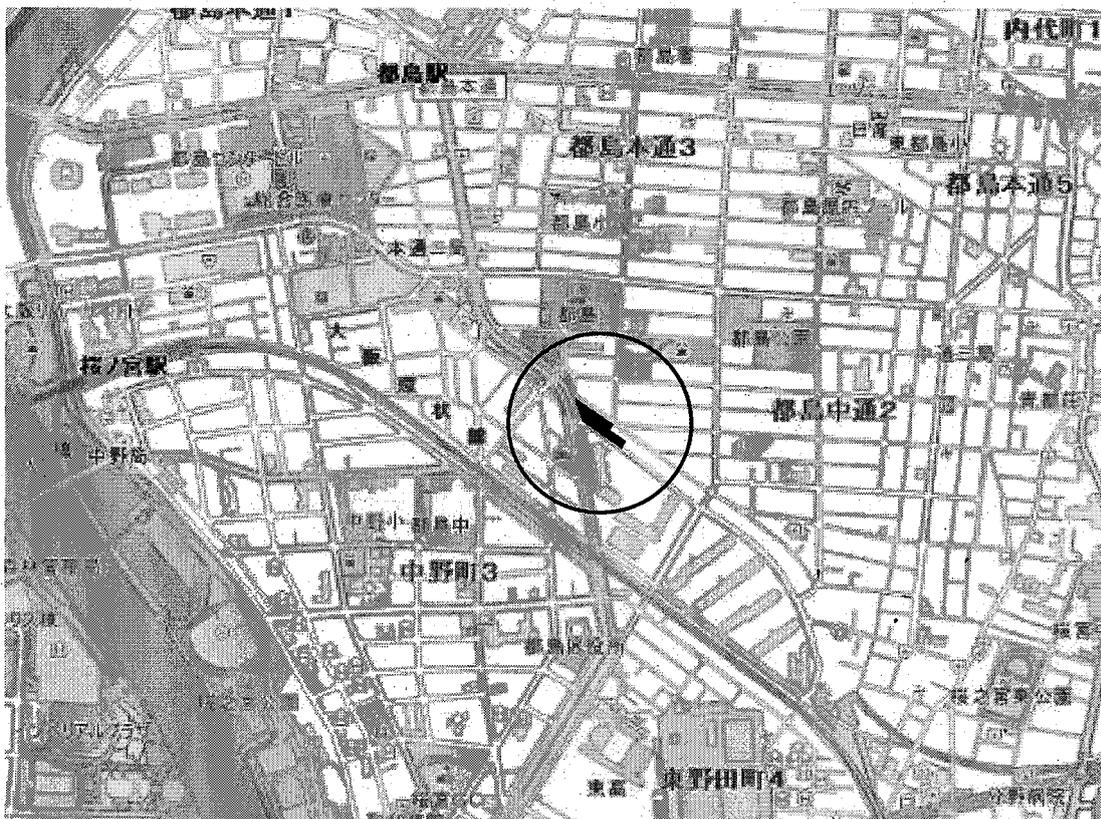
募集に関する問い合わせ先：大阪市都島区役所まちづくり推進課
大阪市都島区中野町2丁目16番20号
(都島区役所2階)
電話 (06) 6882-9734

事務の進め方



位置図

大阪市都島区都島南通1丁目 約0.13ha



明細図

